

「山形ゼロ災 3 か月運動・2022」実施要領

～ 労働災害「ゼロ」をめざして参加しましょう！ ～

I 趣旨

働く方々一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう不断の努力が必要です。

山形県内の労働災害は、経年的には減少していますが、令和3年の休業4日以上^{*}の死傷者数をみると、全災害では、前年比+19.1%と大幅に増加し1,417人となりました。また、業種別の死傷者数をみると、製造業で9.4%、建設業で26.8%、運輸業で48.5%、商業で26.1%、保健衛生業で21.3%の増加となりました。

このような状況の下、「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018年から2022年）の目標^{*}達成に向け、誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会を目指し、労働災害のない社会を実現するため、経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識し、「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組を促進する事業場参加型の運動を実施するものです。

※死亡災害：2018年から2022年までの死亡者数を前次期間と比較し15%以上減少させる。（5年間で41人以下）

※死傷災害：2022年までに2017年の死傷者数と比較し5%以上減少させる。（2022年の死傷者数を1,069人以下）

II スローガン

平成30年（2018年）から令和3年（2021年）までの過去4年間における「転倒」による休業4日以上^{*}の労働災害は、いずれの年も事故の型別で最も多く、また各年での発生割合は、

- ・平成30年（2018年） 32.1% （1,313人）
- ・令和元年（2019年） 28.1% （1,132人）
- ・令和2年（2020年） 26.9% （1,190人）
- ・令和3年（2021年） 30.8% （1,417人）

であり、4年間平均で約3割（29.6%）を転倒災害が占める結果となっています。

こうした経年的な状況から、各事業場における転倒災害防止活動の取組がより一層重要となっています。

このため「山形ゼロ災3か月運動・2022」においては、転倒災害防止対策を重点とし、

「転ぶリスク対策と行動ルールの徹底で STOP! 転倒災害」

をスローガンとして定め、参加事業場における運動期間中の活動促進を図ります。

III 実施事項等

- 1 運動期間 : 令和4年（2022年）10月1日から12月31日まで
- 2 主催者 : 山形労働局・各労働基準監督署
山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会
- 3 後援者 : 東北（北陸）地方整備局県内各事務所、東北運輸局山形運輸支局、
（予定） 東北森林管理局県内各管理署、東北農政局県内各事業所、山形県

4 実施者：山形県内の事業場

5 主催者実施事項（各災害防止団体・各地区労働基準協会）

- （1）傘下会員事業場等に対する運動の周知、参加勧奨
- （2）本運動参加事業場の登録、参加シールの交付等

6 主催者実施事項（山形労働局・各労働基準監督署）

- （1）山形県内労働災害防止関係団体等への支援
- （2）本運動に関する周知及び広報（主催者団体以外の関係団体）
- （3）山形労働局ホームページに参加事業場名の掲載

7 実施者実施事項（事業場）

- （1）経営トップによる「安全衛生に関する宣言」（別紙参照）
- （2）「無災害運動」（災害防止活動）の実施（別紙参照）

- ・経営トップ等による職場巡視

- ・「転倒災害防止」を重点とした対策の実施

【対策実施例】転倒危険個所の見える化（転倒危険個所のマップ作成等）、通路等の整理整頓、作業に適した履物の使用徹底、定期的な床面の汚れ清掃、通路等における段差の解消・明るさの確認、ポケットに手を入れて歩かない指導等

- ・関係労働者に対する労働災害防止活動に関する安全教育の実施

- ・安全衛生の各級管理者における労働災害防止のための職務確認

- ・日常の安全衛生管理活動の実施状況に関する点検の実施

- （3）新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進

IV 参加申込等

1 参加申込期間：令和4年（2022年）8月1日から9月30日まで

2 参加費：無料

3 参加資格：山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）

【建設現場は、工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能】

4 参加申込方法：「参加申込書」に記入の上、主催者団体の内いずれか1団体に郵送又はFAX等で申し込んでください。

5 参加シールの交付：参加申込み事業場には、参加シールを交付します。

6 参加事業場名の公表：参加事業場名を主催者団体や山形労働局のホームページ等で公表します。（公表を希望しない場合は、申込書に「希望なし」を表示）【※ホームページ公開は10月中旬頃を予定】

実施要領 「Ⅲ 実施事項等」の「7 実施者実施事項（事業場）」

(1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

「労働災害の防止」は事業主の責務であり、この責務を全うするには、何よりも経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが重要です。

安全衛生管理は、経営トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となり計画的に安全衛生管理のための活動に取り組む必要があります。

経営トップは、労働災害防止に向けた方針をトップ自らが表明し、それに基づいて労使が協力して行動できるよう、「自社においては労働災害を起こさない。」という強い意識を表明していただきますようお願いいたします。

経営トップによる「安全衛生に関する宣言」(例文)

◎当社は、従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に向け、
不断の努力を重ねます。

- 1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守します
- 2 安全・健康・快適に働ける職場環境を維持・向上させるため
必要な資源を投資します
- 3 安全衛生に関する教育・訓練体制を確立し、全従業員の資質の向上を図ります
- 4 安全衛生リスクアセスメントを実施し、危険・有害要因を排除・低減します

令和4年〇〇月〇〇日

△△〇〇株式会社

代表取締役 △△ □□

※宣言文の他に「スローガン」を掲載する等、工夫してください。

(2) 「無災害運動」(災害防止活動)の実施

山形ゼロ災3か月運動の期間中に

- ・経営トップ等による職場巡視
- ・「転倒災害防止」を重点とした対策の実施

【対策実施例】○転倒危険箇所の見える化(転倒危険箇所のマップ作成、ステッカー等での注意喚起等)

○通路等の整理整頓、作業面の段差や凹凸の解消

○作業に適した履物の使用徹底、靴底のチェック等

○定期的な床面の汚れ清掃、通路等における段差の解消・明るさの確認

○ポケットに手を入れて歩かない、焦らず走らない等の行動ルールの指導

○ストレッチ体操や転倒予防のための運動実施、等

- ・関係労働者に対する労働災害防止活動に関する安全教育の実施
- ・安全衛生担当の各級管理者における労働災害防止のための職務確認

- ・ 日常の安全衛生管理活動の実施状況に関する点検（安全衛生点検）の実施
（「日常の安全衛生管理活動」とは、各級管理者の安全パトロール・4S（5S）（整理、整頓、清掃、清潔）（しつけ）活動・KY（危険予知訓練）活動・ヒヤリハット報告活動・安全衛生改善提案活動・ツールボックスミーティング等です。）
※なお「点検表」は、業種別に「山形労働局ホームページ」に掲載いたします。

以上の災害防止活動について「一つ以上」取り組むこととしてください。